

「みなみ阿波」デジタルスタンプラリー事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

令和7年6月18日
徳島県南部総合県民局

「みなみ阿波」デジタルスタンプラリー事業委託業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

1 目的

徳島県南部（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町）ならではの自然、歴史文化を体験・体感できるスポット、県南の食材を味わえる飲食店、あまり知られていない一押しスポット等をチェックポイントとして指定し、自転車で周遊するデジタルスタンプラリーを実施することで、徳島県南部におけるアウトドアツーリズムの促進、当該エリアの更なる認知度の向上と魅力発信を図る。

2 業務概要

（１）委託業務名

「みなみ阿波」デジタルスタンプラリー事業委託業務

（２）業務内容

別添仕様書のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

（４）見積限度額

2,000千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）

3 委託契約の方法

（１）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（２）契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、契約予定者とする。

4 応募者の参加資格

次の要件を満たす日本国内法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

（２）徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

（４）役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

（６）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は

第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

(8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

5 応募の手続等

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

参加申込書（様式第1号） 1部

提出期限：令和7年6月30日（月）午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書及び見積書等の提出

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し提出すること。また、書類の大きさはA4版とする。

内容部数

ア 企画提案書（様式第2号） 正本1部、副本4部

イ 提案団体の概要（様式第3号） 正本1部、副本4部

ウ 見積書（様式第4号）（「一式」のみの表記は不可） 正本1部、副本4部

エ 実施スケジュール（様式第5号） 正本1部、副本4部

オ 直近2期分の決算書又は税務申告書類一式 1部

（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）

（過去1年間に当担当からの受注実績がある場合は、省略可）

提出期限：令和7年7月14日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参（土日祝日を除く）、郵送（特定記録で期限内必着）又は電子メールで提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17-1

徳島県南部総合県民局 地域創生防災部＜美波＞みなみ阿波観光戦略担当

電話：0884-74-7319

電子メール：nanbu_c_m@pref.tokushima.lg.jp

6 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要項及び仕様適合しない場合

オ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

カ その他不正な行為等があったと当担当が認めた場合

(2) その他

ア 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。

エ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に当担当の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

オ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは当担当との契約関係を生じるものではない。

カ 業務の実施にあたっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。

キ 本要項に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和7年6月18日（水）から6月25日（水）午前9時から午後5時まで

（ただし、土・日・祝日は除く）

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、質疑書（様式第6号）により行うものとし、「5 応募の手続等（4）提出先及び問合せ先」まで、電子メールで提出すること。なお、電子メールの送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

徳島県ホームページ上に当該回答内容を公表する。

8 審査の方法等

(1) 審査方法

企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき総合的に審査及び評価を行い、最優秀提案者を選定する。なお、企画提案に関し、必要に応じてプレゼンテーション審査を実施する。※プレゼンテーション審査を実施する場合、審査の日程等については、審査に参加する提案者へ別途通知する。

(2) 審査基準

審査項目
企画提案内容が事業の目的、趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。
提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。
業務を実施するための体制が整い、効率的に実施できる団体であるか。
準備も含め、業務全体が円滑かつ安定的に遂行できる手法を用いた計画となっているか。
提案の内容、成果から見て見積額及び積算根拠は妥当であるか。

(3) 結果の通知

審査結果は全ての提案者に対し、文書により通知するとともに、結果を徳島県ホームページにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(4) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、最優秀提案者がないものとして、再募集を行う。

9 日程

募集開始	令和7年6月18日（水）
質問受付	令和7年6月18日（水）～6月25日（水）
参加申込書の提出期限	令和7年6月30日（月）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月14日（月）
選定委員会	令和7年7月下旬
審査結果通知	令和7年7月下旬

10 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5の（2）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送（特定記録で期限内必着）によること。

1 1 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当担当と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が調った場合に、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上委託契約を締結する。契約情報については契約予定者と協議して定める。